

毎年10月は「高年齢者就業支援月間」です。

高年齢者の 働く意欲の 活用を!



年齢に関わりなく活躍できる社会の実現に向け、
ご理解とご協力をお願いいたします。

近年、少子高齢化が進展する中、豊かな経験や知識を生かして働きたいと考える高年齢者は増加しており、老後生活の充実や健康維持、社会とのつながりを目的として就業を希望する方が増えています。また、人手不足が深刻化する中、高年齢者は地域や企業を支える貴重な人材として、その活躍への期待が一層高まっています。

事業主に対しては、65歳までの雇用確保義務に加え、70歳までの就業機会の確保が努力義務とされており、令和7年4月には65歳までの雇用確保義務に係る経過措置も終了しました。高年齢者が意欲と能力に応じて安心して働き続けられる環境づくりは、企業にとってますます重要な取組となっています。

今回、高年齢者の就業を支援する各種助成金等を一部ご紹介します。高年齢者の活躍促進や職場環境の整備に、ぜひご活用ください。



 茨木市・ハローワーク茨木

主な支給要件

- ① 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を就業規則等に規定していること。
- ② ①の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主であること
- ③ 無期雇用に転換した労働者に転換後6か月分の賃金を支給していること

支給額 対象労働者1人あたり40万円(中小企業以外は30万円)

※ 1 支給申請年度(4月～3月) 1 適用事業所あたり、10人まで(無期雇用へ転換した日を基準とします)。

65歳超雇用推進助成金各コースは、支給要件や支給額が異なります。

詳細は、「独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構」ホームページ、または下記「問合先」でご確認ください。

問合先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
大阪支部 高齢・障害者窓口サービス課 TEL 06-7664-0722

相談・サービス

70歳雇用推進プランナー等による相談・援助

《70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザー》は、高齢者雇用に精通した社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家です。各企業の皆様を訪問させていただき、定年引上げや継続雇用延長の制度導入に向けた取組みを円滑に進められるよう、専門的かつ技術的な助言や制度改善提案を無料で行います。

問合先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
大阪支部 高齢・障害者業務課 TEL 06-7664-0782

その他の関連制度

茨木市働きやすい職場づくり推進事業認定制度

市内事業所の自主的な取組を促進し、勤労者の健康で豊かな働き方の実現を図るため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、仕事と子育て・介護の両立支援及び雇用のダイバーシティ等の働きやすい職場づくりに取り組み、一定の基準を満たした事業所に対する認定制度です。

また、「働きやすい職場づくり推進事業所」として認定された事業所につきましては、認定ロゴマークを自社ホームページや名刺などにご活用いただけます。

電子データもご用意していますので、ぜひご利用ください。

問合先 茨木市 暮らし産業環境部 産業振興課
TEL 072-620-1620



発行 茨木市 暮らし産業環境部 産業振興課

茨木市駅前三丁目8番13号 TEL 072-620-1620 FAX 072-627-0289



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和8年(2026年)10月 発行
このパンフレットは、1,300部作成し、一部あたりの単価は、93.5円です。

各種助成金

● 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

高齢者(60歳以上)等の、就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成されます。

対象労働者	支給金額	支給期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外の者	60万円 (50万円)	1年 (1年)	30万円×2期 (25万円×2期)
短時間労働者	40万円 (30万円)	1年 (1年)	20万円×2期 (15万円×2期)

※()内は大企業に対する支給額および助成対象期間です。

※「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。

※ 支給対象期は、起算日から6ヶ月間ごとに区切った期間です。

起算日

- ・賃金締切日が定められていない場合は、雇入れ日
- ・賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日(ただし、賃金締切日に雇入れられた場合は、雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇入れられた場合は雇入れ日)

令和8年5月1日以降の紹介より、高齢者(60歳以上)の要件を見直します

令和8年5月1日より前に紹介された場合	令和8年5月1日以降に紹介された場合
雇入れ時の年齢が60歳以上の者であること。	雇入れ時の年齢が60歳以上の者であることに加え、 紹介日において、ハローワーク等で就労に向けた個別支援を受けていること。

この他にも、いくつかの支給要件や支給対象となる事業主の要件があります。
詳しくは、下記「問合先」までご確認ください。

問合先 ハローワーク茨木(助成金担当)
TEL **072-623-2551** (部門コード **31#**)

● 65歳超雇用推進助成金

(1) 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、66歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置等に応じて一定額を助成します。

主な支給要件

- ①就業規則等で65歳以上への定年引上げ等の措置を規定していること
- ②1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- ③高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置の実施

支給額

定年の引上げ、定年の定めの廃止、66歳以上への継続雇用制度の導入

措置内容 (引上げ年齢)	定年引上げ又は定年の定めの廃止					66歳以上の継続雇用制度の導入			
	65歳	66～69歳		70歳以上への 引き上げ	定年の定めの 廃止	66～69歳		70歳以上	
		5歳未満	5歳以上			希望者全員	対象者基準 あり	希望者全員	対象者基準 あり
1～3人	15万円	25万円	40万円	45万円	60万円	22万円	20万円	40万円	36万円
4～6人	20万円	32万円	65万円	70万円	120万円	37万円	32万円	65万円	60万円
7～9人	25万円	39万円	110万円	115万円	180万円	60万円	50万円	105万円	95万円
10人以上	30万円	46万円	135万円	140万円	240万円	90万円	75万円	130万円	120万円

他社による継続雇用制度の導入

措置内容 (引上げ年齢)	他社による継続雇用制度の導入			
	66～69歳		70歳以上	
	希望者全員	対象者基準 あり	希望者全員	対象者基準 あり
1～3人	20万円	16万円	32万円	30万円
4～6人	30万円	26万円	50万円	45万円
7～9人	50万円	40万円	85万円	75万円
10人以上	70万円	60万円	105万円	100万円



※実施した制度、引き上げた年数、対象被保険者数に応じて定額が助成されます。

※複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。

(2) 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度(賃金制度、健康管理制度等)の整備に係る措置を実施した事業主に対して措置に応じて、一定額を助成します。

主な支給要件

- ①雇用管理整備計画書を提出し、認定を受けていること
- ②1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者であって、講じられた雇用管理制度が適用されており、計画終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること

支給額

①賃金・人事処遇制度の導入又は改善

企業規模	支給額
中小企業事業主	60万円
中小企業以外の事業主	45万円

②左記①以外

企業規模	支給額
中小企業事業主	30万円
中小企業以外の事業主	23万円

③機器等の導入

①又は②のいずれかの措置の実施に伴い必要となる機器等の導入を行った場合、導入に要した経費(上限50万円)に60%(中小企業以外は45%)を乗じた額を上乗せします。(100円未満は切り捨て)

(3) 高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を、無期雇用転換制度に基づき無期雇用労働者に転換させた事業主に対して一定額を助成します。

つづきは裏面へ